



「自転車安全利用五則」を

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

守っていますか？

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



道路交通法上、自転車は「軽車両」です。

- 歩道と車道の区別があるところでは、原則として車道を通行！
- 車道の左側端に寄って通行！
- 歩道を通行する場合は、徐行(すぐに止まれる速度で走行)！
- 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止！



「歩道通行可」を示す
道路標識(左)と道路標示(右)

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



横断歩道を渡るときは、
歩行者用信号に従う！



停止線の手前で確実に一時停止、安全確認を忘れずに！

③ 夜間はライトを点灯



夜間はライトを点灯し、
反射材も活用！

④ 飲酒運転は禁止



酒気を帯びた状態での運転は
禁止！

⑤ ヘルメットを着用



自転車を利用するとき(同乗を含む)は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう！

※京都府では、自転車に同乗する未就学児にヘルメットを着用させることを条例で義務付けています。



京都府交通対策協議会



(一社) 京都府トラック協会

事務局：京都府安心・安全まちづくり推進課 電話 075-414-4367



R5.2作成

あなたは自転車保険に入っていますか？



自転車で人身事故を起こしてしまうと、高額な損害賠償が生じる場合があります。被害者と加害者の双方にとって大変な負担になります。

京都府では、被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減するため、条例で自転車保険の加入を義務付けています。

自分のため、みんなのため、必ず自転車保険に加入しましょう。

※ 事業を営む方は、社用で使用する自転車について、自転車保険に加入していただく必要があります。

自転車保険の加入状況をチェック

→ はい → いいえ → わからない

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）に加入していますか。

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」等も該当します。

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）のいずれかに加入していますか。

自転車損害賠償保険に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

すでに自転車損害賠償保険に加入しています。
※補償内容（賠償責任補償額や示談交渉の有無等）が十分であるか、補償期限が有効であるかを確認ください。

お手元に保険証券を用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車損害賠償保険への加入が必要です。

下記コールセンターへお問い合わせください！

※ 条例で加入が義務付けられている自転車保険とは、自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害を賠償する保険又は共済をいいます。

きょうと自転車保険専用コールセンター

保険の商品や加入方法については

0120-670-022

〔午前9時～午後6時〕
〔土日祝及び年末年始を除く〕

※ 条例の内容については、075-414-4367(京都府安心・安全まちづくり推進課)へおかけください。

※ コールセンターは、京都府保険代理業協同組合が運営しています。